平成２１年（フ）第６９０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目１番12号
債務者　中川　幸男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目１番12号
債務者　中川眞理子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
埼玉県春日部市備後東１丁目12番７号　エスポワール春日部103号、前住所埼玉県春日部市下蛭田368番地28
債務者　森高　正美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
埼玉県春日部市備後東１丁目12番７号エスポワール春日部103号、旧住所埼玉県春日部市下蛭田368番地28
債務者　森高百合子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７００号
埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８　日商岩井第２春日部マンション310号、前住所埼玉県春日部市粕壁東４丁目８番19号
債務者　勝俣　勝男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８　日商岩井第２春日部マンション310号室、前住所埼玉県春日部市粕壁東４丁目８番19号
債務者　勝俣　信子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７１２号
埼玉県越谷市神明町１丁目72番地２　レオパレスベンデュール205号、前住所神奈川県藤沢市大鋸1034番地の８　大鋸２番館203
債務者　井上　良太
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８　日商岩井第２春日部マンション310号室
債務者　勝俣　幸香
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
埼玉県越谷市蒲生寿町19番22号　トーア蒲生マンション105号
債務者　森田　光子（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
盛岡市神子田町11番42号　神子田ハイツ22号、旧住所盛岡市東中野字五輪７番地１コーポ秀峰Ｄ―102号
債務者　横川　優子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１号
滋賀県長浜市酢273番地１
債務者　杉本龍之進
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４号
北海道室蘭市舟見町１丁目８番２―406号、前住所北海道室蘭市舟見町１丁目12番５―204号
債務者　遠藤ゆうこ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
北海道北見市留辺蘂町旭北40番地５
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
北海道北見市泉町１丁目１番４号　泉町アパート２階
債務者　吉崎　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
北海道北見市山下町３丁目３番９号　ホワイトレジデンス15号
債務者　佐藤　慶子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
北海道北見市中央三輪９丁目13番地６　クールラピュタ106号
債務者　寺川　浩美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係